

令和5年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

① 島根県産木材を使用した建物や製品に対する島根CO2固定量認証制度の普及

(1) 事業目的

県産木材使用による地球温暖化防止への貢献をCO2固定量の認証として県が認証することにより、県民の森林や地域環境への関心を高めるとともに、県産木材の消費拡大につなげます。

(2) 取組状況

令和4年度までの認証量：11t

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541